

日本における 外国人・民族的マイノリティ人権白書



2020年

- ヘイトスピーチ・人種差別
 - “先進国”日本の外国人管理体制
 - 転換期を迎えた移住労働者たち
 - 移民女性の権利
 - マイノリティの子どもたちの権利
 - 地方自治体と「総合的対応策」
 - 国際人権基準とマイノリティの権利
 - 未解決のままの国家責任を問う

編集・発行

外国人権法連絡会

目次

はじめに 留学生計画と日本語教育推進法 田中 宏 … 2

第1章●ヘイトスピーチ・人種差別

1. ヘイトスピーチ解消法から3年 師岡康子 … 3
2. 条例制定の進展 宮下 萌 … 5
3. 川崎市反差別条例の成立とその意義 師岡康子 … 6
4. ネット上の人権侵害対策法案 明戸隆浩 … 7
5. ヘイト団体の動向 瀧 大知 … 8
6. 京都事件10年と関連の刑事裁判 金 尚 均 … 9
7. 大量懲戒請求事件と「人種差別」 高橋 濟 … 11
8. 韓国バッシングと嫌韓報道 安田浩一 … 12

第2章●“先進国”日本の外国人管理体制

1. 追い込まれる収容者 児玉晃一 … 13
2. 東京入管、救急搬送拒否事件 東城輝夫 … 15
3. 収容者を死に追いやる「長期収容」 竹内正宣 … 16
4. 依然として厳しい難民認定手続 浦城知子 … 17
5. 同性パートナーの在留資格 鈴木雅子 … 18
6. 非正規滞在から留学生に 山本かほり … 19
7. 留学生受入れと「排除」の拡大 鈴木江理子 … 20
8. 国籍選択制度と国籍法の課題 小田川綾音 … 21

第3章●転換期を迎えた移住労働者たち

1. 「特定技能」はどうなっているか 旗手 明 … 22
2. 急増続ける技能実習生の現状と課題 旗手 明 … 24
3. 実習生のリプロダクティブヘルス 安藤真起子 … 25
4. 後を絶たない実習生の強制帰国 佐々木史朗 … 26
5. 除染労働裁判と特定技能 天野 理 … 27
6. 暴言・暴力飛び交う技能実習現場 本村 真 … 28
7. 送出し大国・フィリピン 小川玲子 … 29
8. ベトナムにみる移住産業と債務労働 巢内尚子 … 30
9. 新たな受入れと外国人介護労働 平井辰也 … 32

第4章●移民女性の権利

1. 就労支援に日本語教育を 稲葉奈々子 … 33
2. 移民女性のDVと在留資格制度 石井真紀子 … 35
3. 移民女性とリプロダクティブヘルス 田中雅子 … 36
4. 日本国籍を喪失した日本人婚内子 伊藤里枝子 … 37
5. 無断離婚～求められる法制度改革 吉嶋かおり … 38

第5章●マイノリティの子どもたちの権利

1. 朝鮮学校無償化排除裁判 全 東 周 … 39
2. 外国人学校の幼保無償化からの除外 河かおる … 41
3. 日本国籍がない子どもの不就学問題 金 光 敏 … 42

第6章●「総合的対応策」と地方自治体

1. 地域社会から見る「総合的対応策」 佐藤信行 … 43
2. 住民登録と「住民票削除」 山田貴夫 … 45
3. 入管法に従属する自治体事務 山田貴夫 … 46
4. 越前市職員採用と「国籍条項」撤廃 川崎規生 … 47
5. “大阪都”住民投票からの排除 郭 辰 雄 … 48
6. 「医療通訳」の現状と課題 大川昭博 … 49
7. 立川市の「多文化共生都市宣言」 倉八順子 … 50

第7章●国際人権基準とマイノリティの権利

1. 女性差別撤廃委員会勧告 小森 恵 … 51
2. 人種プロファイリングの議論開始 小松泰介 … 53
3. アイヌ施策推進法 上村英明 … 54
4. 先住民族の言語の権利と琉球諸語 新垣友子 … 55
5. 表現の自由国連特別報告者の勧告 阿部 諒 … 56

第8章●未解決のままの国家責任を問う

1. 日本軍「慰安婦」問題と女性の人権 方 清 子 … 57
2. 「表現の不自由展」等の中止事件 岡本有佳 … 59
3. 韓国の強制動員訴訟 矢野秀喜 … 60
4. 中国人強制連行国賠裁判 和田義之 … 62
5. 在日の強制動員被害当事者 金 朋 央 … 63
6. 在日無年金訴訟原告団長をしのぶ 鄭 明 愛 … 64

おわりに 外国人管理政策から移民政策へ 丹羽雅雄 … 65

資料1. 主要な国際人権条約 藤本美枝 … 66

資料2. 在日外国人の人口動態 金 朋 央 … 67

資料3. 在留資格一覧 瀧 大知 … 72

資料4. 外国人人権法連絡会 声明文など … 75

外国人人権法連絡会 団体紹介 … 79

はじめに ― 留学生10万人計画、30万人計画、そして日本語教育推進法

昨年101歳で亡くなった中曽根康弘元首相が「留学生10万人計画」を発表したのは、1983年のこと。東南アジア歴訪時の元日本留学生との懇談の席で、「子どもさんが留学の年を迎えますが、日本に留学させますか」との問いに、元日本留学生から色よい返事がなかったことが背景にあったといわれる。

当時の日本の留学生数は8千人台、それを90年代初めには西独、英国並みの5万人台に、21世紀初めには仏国並みの10万人台にするというもの。

そして、2008年には「2020年を目途に、留学生受け入れ30万人をめざす」との「留学生30万人計画」が発表された。

2019年6月現在の「在留外国人統計」によると、「留学」の数は336,847人で、すでに数値目標は達成している。さらに2019年6月には「日本語教育の推進に関する法律」(日本語教育推進法)が公布施行された。このように描くと、日本の政策は着実に進歩していると見えるかもしれない。でも、2019年になってようやく日本語教育推進法ができたことは変だなと気付く人もいるだろう。

日本語学校の「設置形態別」統計を見ると、2018年7年現在、「A.株式会社・有限会社」58.8%、「B.学校法人・準学校法人」27.6%、「C.その他」13.6%、である(日本語教育振興協会調べ)。明治時代の清朝末期、大量の中国人留学生がやってきた時も、当時の日本語学校が「学店」とか「学商」と揶揄されたことが思い起こされる。

2019年10月、消費税が10%になったが、Bの学校は消費税免除だが、最も数が多いAの学校に学ぶ学生は消費税を徴収されてきた。私は、以前からこの問題を指摘してきたが、一向に改善されない。今度の消費税10%への増税時にも、話題にはならなかった。

日本では、幼稚園から大学院まで、いずれも

文科省令により「設置基準」が定められているが、日本語学校にはそれがない。日本語学校の「公認」は、結局は、入管当局がビザ発給との関係で行なっているのが実情である。幼稚園から大学院まで私学助成が一般化している日本であるが、なぜか日本語学校は私学助成の対象ではない。そういえば、外国人学校も私学助成の対象外である。まさか、学ぶ者が外国人、すなわち日本人ではない、ということではないだろうが…。また「教員免許」の中に「日本語教育」の免許があつてしかるべきではないかと思う。

厚労省は、毎年10月末現在の「外国人雇用状況」を発表しているが、外国人労働者数は毎年過去最高を更新、2019年は1,658,804人となった。「増加した要因」の一つに、厚労省は率直に「留学生の受け入れが進んでいること」という。2019年10月現在の外国人労働者を「在留資格別」で見ると、最も多いのは「身分に基づく在留資格(永住者、日系人などの定住者、ほか)」531,781人で全体の32.1%、次が「技能実習」383,978人で、23.1%、そして「資格外活動(うち留学)」318,278人で、19.2%、後の二者はほぼ互角である。

前に見た留学生数336,847人の94.5%が「資格外活動(アルバイト)」に従事しており、その「貢献度」は無視できない。少し踏み込んで見ると、ネパール人労働者の49.3%は45,246人の留学生、ベトナム人労働者の32.6%は130,893人の留学生、そして中国人労働者の20.1%は84,014人の留学生で、3カ国を合計すると260,152人となり、それが留学生総数の77.2%を占める外国人労働者である、ということになる。

日本のこの現実からも、目を逸らしてはなるまい。

●田中 宏

(一橋大学名誉教授/外国人労働者権利法連絡会共同代表)

第1章 ●ヘイトスピーチ・人種差別

- ◆解消法を契機に条例制定が広がりつつあり、川崎市の日本初の差別を「犯罪」とする画期的な条例は全国の希望の光となっている。
- ◆他方、国の取組は進まず、選挙ヘイト、嫌韓報道悪化、止まらぬネットヘイト・ヘイトクライムと状況は深刻化している。

1. ヘイトスピーチ解消法から3年 ～国の施策を中心に	—— 師岡康子
2. 条例の進展：東京都の運用、神戸市、大阪府、狛江市条例案	—— 宮下 萌
3. 差別を「犯罪」とする川崎市反差別条例の成立とその意義	—— 師岡康子
4. ネット上のヘイトスピーチ等人権侵害対策法案	—— 明戸隆浩
5. 選挙とデモ・街宣におけるヘイト団体の動向	—— 瀧 大知
6. 京都朝鮮学校襲撃事件 10年とヘイトスピーチ関連の刑事裁判	—— 金 尚 均
7. いわゆる大量懲戒請求事件と「人種差別」	—— 高橋 濟
8. 政府・マスコミによる韓国バッシングと嫌韓報道	—— 安田浩一

1. ヘイトスピーチ解消法から3年 ～国の施策を中心に

◆概観

2016年6月3日に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下、「解消法」)は、日本ではじめての反人種差別法という意義があるものの、理念法であり、実効性の弱さが現実により露わとなっている。

解消法第4条第2項および附帯決議を梃に、地方での取組は進展し、とくに川崎市の反差別条例(本書6頁)は画期的だ。

他方、国の取組は遅れ、しかも逆に政府による韓国バッシングが、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムを悪化させている(12頁)。

デモの件数は年間30件弱に減少したものの、街宣は微減に過ぎない(ブログ「レイシズム監視情報保管庫」内「数字で見る2019年のヘイト行動」

参照)。2019年は春に統一地方選挙があり、差別主義団体による「選挙活動」が行なわれ、「選挙とヘイト」が社会問題化した(8頁)。

ネット上のヘイトスピーチは匿名性などから抑止のハードルが高く、蔓延しているが、国会内外で新法により対処する具体的な動きがはじまった(7頁)。

被害当事者による二次被害を伴う闘いの結果、ヘイトスピーチ関連でいくつもの刑事処分が出された。しかし、ヘイトクライムとしての処罰ではないことから、法規制の必要性がより明確となった(9～10頁)。

ネット上のヘイトブログを発生源として弁護士たちに対する大量懲戒請求がなされ、在日コリアン弁護士たちによる民事訴訟で人種差別撤廃条約違反と認定されるなど、民事訴訟においても

反差別の取組の前進があった（11頁）。

◆選挙におけるヘイト関連対策

国レベルでの取組は遅いが、選挙におけるヘイトスピーチが社会的に注目を浴び始めたこともあり、選挙におけるヘイトスピーチ対策では一定の前進があった。

法務省は、2019年3月12日、調査救済課補佐官事務連絡「選挙運動、政治活動等として行われる不当な差別的言動への対応について」を発し、「選挙運動等として行われたからといって、直ちにその言動の違法性が否定されるものではない」と指摘した。

警察庁も、同年3月28日、刑事局捜査第二課理事官名で「不当な差別的言動が選挙運動等に藉口して行われる場合への対応について」と題する事務連絡を発し、上記文書が出されていることを紹介し、ヘイトスピーチについては法務省と連携のもと対処するよう求めた。

これらは一定の効果はあったが、ヘイトスピーチ自体が法律で禁止されていない以上、ヘイトスピーチを止めることはできず、実効性は弱い。

なお、選挙を直接統括する官庁である総務省は、一切対策をとっていない。

◆その他の政府の取組

「解消法」の主管庁は法務省であり、人権擁護局内にヘイトスピーチ対策プロジェクト・チームが新設され、その主要な活動内容は、法務省のサイト内の「ヘイトスピーチに焦点をあてた啓発活動」の頁に掲載されている。

同省は、2016年9月30日に初めて、ヘイトデモの多い13の地方公共団体と、ヘイトスピーチ対策についての会議を行なった。それに先立ち、同月13日、7つの地方公共団体が連名で国に対し、ヘイトスピーチ対策の全体フレーム、その内容やスケジュールの提示のほか、ヘイトスピーチの具体例提示、公共施設の利用制限の可否についての見解などを求めた。

これに対し、法務省は、同年12月、「参考情報」と称する2つの文書を作成し、希望する自治体には交付した。NGOが何度もそれらの文書の公開

を要請した結果、解消法施行から3年経った2019年に、やっと同サイトに掲載された。

解消法施行3年を期して、同サイトには「ヘイトスピーチって何なの？」などと呼びかける啓発文が掲載されたが、同省は、有田芳生参議院議員などから法務委員会で具体的なヘイトスピーチについてのコメントを求められても、個別具体的な問題については答えないままであり、一般的な啓発活動にとどまり、抑止効果は極めて低い。NGOが要求している法務省による解消法のガイドライン、事例集、対策マニュアルなどの作成は、いまだに行なわれておらず、同省の姿勢は中途半端というほかない。

法務省は、2018年10月26日の第2回の対策会議に続き、13の地方公共団体と第3回目の会議を2019年9月12日に開催した。そこでのメインテーマは、選挙におけるヘイトスピーチに対する対応であり、それについて情報交換が行なわれた。

ネット上のヘイトスピーチについては、2019年3月8日、人権擁護局調査救済課長依命通知「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」が出された。集団に対する表現であっても、「その集団等に属する者が…具体的被害が生じていると認められるのであれば、やはり救済を必要とする」との判断を示し、一定の前進と評価できる。

同省は2016年秋、国としてはじめて、外国籍住民に対する差別についてのアンケート調査を行なったが、その後の調査については予定も立てていない。

総務省、文科省など、その他の関連省庁には特筆すべき進展はない。

以上、総じて、政府の取組は非常に遅く、いつまでにどのように止めるのか、先が見えない状態である。基本方針、基本計画を立てる義務も明記されていない解消法の限界は明らかである。あらためて人種差別撤廃基本法および差別禁止法など国際人権基準に合致する「差別を禁止し、終了させる」法整備が急務である。

●師岡康子（弁護士）